

特許庁長官意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

特許庁長官 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の7第8項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。